

平成30年1月23日
青森県危機管理局
原子力安全対策課

青森県地域防災計画（原子力編）修正の概要

青森県地域防災計画（原子力編）については、昭和47年に作成して以降、国の防災体制の枠組みの変更、対象施設の追加等に合わせて修正を行ってきたところである。

今回は、前回（平成26年2月）の修正後、核燃料施設等に係る防護対策、原子力災害医療体制の整備等を反映した原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ、青森県地域防災計画（原子力編）を修正するものである。

1. 修正の概要

① 核燃料施設等に係る防災対策の具体化

（原子力災害対策指針（平成29年3月22日及び7月5日改正）の反映）

○サイクル施設（MOX燃料工場含む）等について以下の項目を追記

- ・MOX燃料加工工場及び使用済燃料貯蔵施設の災害想定
- ・原子燃料サイクル施設、六ヶ所保障措置センター、リサイクル燃料備蓄センターにおける原子力災害重点区域

② 情報収集事態について記載

（原子力災害対策マニュアル（平成27年6月19日改訂）の反映）

○情報収集事態について以下の項目を追記

- ・国が情報収集事態となった場合の県の体制

③ 避難退域時検査・簡易除染の実施

（原子力災害対策指針（平成27年8月26日改正）の反映）

○避難退域時検査及び簡易除染の実施について以下の項目を追記

- ・原子力災害対策本部は、避難退域時検査及び簡易除染の実施について、地方公共団体に指示すること
- ・県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力災害医療協力機関等の支援の下、避難退域時検査及び簡易除染を実施すること

④ 原子力災害医療体制の整備

（原子力災害対策指針（平成27年8月26日改正）の反映）

○原子力災害拠点病院の指定、原子力災害医療協力機関の登録等に関する以下の事項を追記

- ・県は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定または登録し、国が行う原子力災害医療体

制の構築及び原子力災害医療派遣体制の整備・維持に協力すること

- ・原子力災害拠点病院においては、県の支援のもと、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医療関係者等に対し、被ばく医療に係わる教育・研修、訓練等を実施し、人材育成を図るものとする
- ・原子力災害医療協力機関は、原子力災害時においては、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療等を実施し、県が行う原子力災害医療対策に協力すること

⑤ 予測的手法から実測値の重視へ

(原子力災害対策指針(平成27年4月22日改正)の反映)

- 実測値に基づき、避難や一時移転を判断することについて以下の項目を修正
 - ・予測的手法関係(緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDIネットワークシステム))等に関する事項の見直しに関すること

⑥ 自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方

(原子力災害対策関係府省会議(平成29年7月24日)の反映)

- 自然災害との複合災害が発生した場合の対応について以下の項目を追記
 - ・県、所在市町村及び関係周辺市町村は、原子力災害が発生している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示等を行うことが可能であること
 - ・地震、津波、暴風雪、その他の自然災害との複合災害の場合における、PAZ内及びUPZ内の対応に関すること

⑦ 青森県防災対策強化検討委員会検討結果を踏まえた見直し

(県防災対策強化検討委員会検討結果を反映)

- 災害対策本部運営マニュアルを踏まえた原子力災害時における県の組織体制を記載

⑧ その他所要の修正

- 放射線防護対策施設の記載を追記

(原子力災害対策事業費補助金交付要綱の反映)

- ・県は、避難及び一時移転等に時間を要する要配慮者等が活用する放射線防護対策施設について、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、その整備及び具体的な屋内退避体制について助言するものであること

- UPZ外に対する防護措置の記載

(原子力災害対策指針の反映)

- ・県は、UPZ外の市町村に対し、必要に応じて住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡及び確認等必要な緊急事態応急対策を実施すること

- 県の組織改正の反映、記載の明確化、字句の修正等

2. 主な修正箇所一覧

※頁は、新旧対照表のものを示す。

※修正内容の丸数字は、「1.修正の概要」に対応。

⑧その他のうち字句の修正等軽微な修正を除く。

修正箇所		頁	修正内容	
第1章 総則				
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	1. 原子燃料サイクル施設	(1)、(2)、(5)	5, 6	①
	4. 使用済燃料貯蔵施設		7	①
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	1. 発電用原子炉施設	(1)、(2)	7	①
	2. 再処理施設		8	①
	3. MOX燃料加工施設		8	①
	4. その他の原子力施設		8	①
	表 原子力災害対策重点区域		10	①
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施		11	①
第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	6. 受入市町		16	⑧
第2章 原子力災害事前対策				
第7節 緊急事態応急体制の整備	9. 原子力災害医療派遣チーム要請体制		29	④
	10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化		29	③
	12. モニタリング体制等	(2)	30	⑧
	12. モニタリング体制等	(6)	31	⑤
第8節 避難活動収容体制の整備	1. 避難計画の作成		32	①
	2. 避難所等の整備	(1)	32	⑧
		(3)	33	⑧
	3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	(2)、(3)	34	
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	3. 原子力災害医療活動用資機材及び原子力災害医療体制等の整備	(1)～(5)	37, 38	④
第3章 緊急事態応急対策				
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	1. 施設敷地緊急事態発生等の連絡	(1)～(2)	44～46	①②
	図 連絡体制(使用済燃料貯蔵施設)		53, 54	①
第3節 活動体制の確立	1. 県の活動体制	(1)、(2)	56, 57	⑦
	2. 警戒態勢2号-1		57	⑦
	3. 警戒態勢2号-2		57	⑦
	4. 災害対策本部の設置	(1)～(4)	57～65	⑦
	5. 原子力災害合同対策協議会への出席等		65～67	⑦
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施		72	①
		(3)	72	⑧
	2. 自然災害との複合災害が発生した場合	(1)～(3)	74～76	⑥
	5. 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施		78	③
	7. 要配慮者への配慮	(4)	79	⑧
第9節 救助・救急、消火及び医療活動	2. 原子力災害医療活動等	(1)、(2)	83～87	④

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（概要）

H27 4月 7月 10月 1月 H28 4月 7月 10月 1月 H29 4月 7月 10月

防災基本計画修正	② H27.7 国の複合災害への対策の強化 ③ H28.2.16 対策指針改正等の反映 ④ ⑥ H29.4.11 対策マニュアル改訂の反映
原子力災害対策指針改正	⑤ H27.4.22 予測的手法から実測値の重視へ ③ H27.8.26 ④ 避難退域時検査・簡易除染等の実施 原子力災害医療体制の整備 ① H29.3.22及び7.5 核燃料施設等に係る防護対策の具体化 EALの設定及び見直し
原子力災害対策マニュアル改訂	② H27.6.19 国の組織関係と役割を事故の事態別に再整理 ⑥ H28.12.9 避難等の防護措置の実施方針作成の明確化 非常災害対策本部（非対本部等）と原子力災害対策本部の合同開催（複合災害時）
原子力災害対策関係府省会議	⑥ H29.7.24 複合災害も想定した避難・屋内退避
県防災対策強化検討委員会	⑦ H28.8～ 災害対策本部運営マニュアルの検討

今回の主な修正内容

- ①核燃料施設等に係る防護対策の具体化
 - ・ サイクル施設（MOX燃料工場含む）等の原子力災害対策重点区域の追記等
- ②国の組織関係と役割を事故の事態別に再整理
 - ・ 情報収集事態について記載
- ③避難退域時検査・簡易除染等の実施
- ④原子力災害医療体制の整備
 - ・ 原子力災害拠点病院の指定等
- ⑤予測的手法から実測値の重視へ
 - ・ 実測値に基づき避難や一時移転を判断
- ⑥自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方
- ⑦県防災対策強化検討委員会検討結果を踏まえた見直し
 - ・ マニュアルを踏まえた原子力災害時における県の体制の見直し
- ⑧その他所要の改正
 - ・ 県の組織改正の反映等